

～推薦の取扱いについて～

1 自治功労者等表彰における推薦対象者の基準と表彰の制限

【①自治功労者（糸島市表彰条例第3条第1項第1～10号）】

★下記のいずれか該当する個人又は団体のうち功績顕著なもの

（旧前原町、旧前原市、旧二丈町及び旧志摩町において、在職・貢献した期間も含む）

- (1) 市長として8年以上在職した者
- (2) 市議会議員として8年以上在職した者
- (3) 副市長又は教育長として12年以上在職した者
- (4) 行政区長として12年以上在職した者
- (5) 地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員又は委員として12年以上在職した者
- (6) 民生委員・児童委員、人権擁護委員又は保護司として12年以上在職した者
- (7) 市の附属機関の委員又はこれに準じる職として16年以上在職した者
- (8) 消防団員として20年以上在職した者又は消防団員として16年以上在職した者であって団長、副団長若しくは分団長を2年以上務めたもの
- (9) 教育、産業経済、社会福祉及びその他公益に関する事業に対し多年にわたり功績が顕著なもの（※別表1の公共的団体等の役員又はそれに相当する職にあり、原則として概ね20年以上在職した者）
- (10) その他市長が特に認める個人又は団体

（別表1）

教育に関する公共的団体等
糸島市スポーツ協会 糸島市青少年育成市民会議 糸島市スポーツ少年団 糸島市青年団 糸島市人権同和教育推進協議会 糸島市文化協会 その他これらに準じる団体等
産業経済に関する公共的団体等
雷山大溜池土地改良区 糸島市二丈土地改良区 糸島市志摩土地改良区 福岡県農業共済組合 糸島農業協同組合 糸島漁業協同組合 ふくおか県酪農業協同組合 糸島市商工会 糸島市観光協会 糸島市土地開発公社 その他これらに準じる団体等
社会福祉に関する公共的団体等
糸島市社会福祉協議会 糸島市更生保護女性会 糸島市シニアクラブ連合会 糸島市身体障害者福祉協会 糸島市手をつなぐ親の会 糸島市母子寡婦等福祉会 糸島市に所在する社会福祉法人 糸島手話の会 要約筆記の会 その他これらに準じる団体等
その他公益に関する公共的団体等
糸島市交通安全協会 糸島市防災協会 糸島市防犯協会 糸島医師会 糸島薬剤師会 糸島歯科医師会 糸島市食生活改善推進会 その他これらに準じる団体等

《在職年数の計算について》

- (1) 職を同じくしたときは、中断の前後の年数を通算する。
- (2) 職を異にしたときは、それぞれの職に対して規定する基準年数のうち、最終職の基準年数をその他の職の基準年数で除した比率にそれぞれの在職年数を乗じて得た年数を通算する。
- (3) 同時に2以上の職を兼ねたときは、基準年数の小さい一方のみをもって計算する。
- (4) 在職年数を通算し端数があるときは、その端数の6か月以上は1年とする。
- (5) 糸島市（旧前原町、旧前原市、旧二丈町、旧志摩町を含む）において自治功労者表彰を受けた場合は、その表彰の対象となった職（表彰日前における他の職も含む。）の在職年数については、これを再度自治功労者表彰の対象としない。

《推薦にあたって》

公共的団体等の職歴等については、市役所各関係課及びその他関係機関等にお問い合わせや確認をされるなど、ご配慮のうえ推薦されますようお願いいたします。

【②文化功労者（糸島市表彰条例第4条第1～3号）】

★下記のいずれか該当する個人又は団体のうち功績顕著なもの

（旧前原町、旧前原市、旧二丈町及び旧志摩町において、在職・貢献した期間も含む）

- (1) 教育、芸術、文化又は芸能の分野において全国規模以上のコンクール等で顕著な成績を収めたもの

※全国規模以上で行われる展覧会やコンクール等でしばしば上位入賞の実績を収めていること。

- (2) 教育、芸術、文化又は芸能の分野において多年にわたる活動を通じ、当該分野の向上発展に貢献したもの（※原則として概ね20年以上活動していること。）

※各分野における活動の成果が、その分野の振興に寄与・貢献していること。

※定期又は随時に個展や演奏会等を行い、その活動が高く評価されていること。

※教育・芸術・文化・芸能の具体例

《教育》

自然科学・人文科学・発明・発見 等

《文学》

小説・詩・短歌・俳句・川柳・戯曲 等

《美術》

日本画・洋画・書道・写真・工芸・彫刻・版画・染色・民芸・デザイン 等

《音楽》

邦楽・洋楽・合唱 等

《その他芸術的領域》

演劇・洋舞・邦舞・民謡・能楽・吟詠・映画製作・茶道・華道・

伝統芸能・民俗芸能 等

- (3) その他市長が特に認める個人又は団体

【③スポーツ功労者（糸島市表彰条例第5条第1～4号）】

★下記のいずれか該当する個人又は団体のうち功績顕著なもの

- (1) スポーツの分野において全国規模以上の競技会等で顕著な成績を収めたもの
- (2) スポーツの分野において日本新記録を収めたもの
- (3) スポーツの分野において多年にわたる活動を通じ、当該分野の向上発展に貢献したもの（※原則として概ね20年以上活動していること。）

※各競技における活動の成果が、その競技の振興に寄与・貢献していること。

- (4) その他市長が特に認める個人又は団体

【④善行者（糸島市表彰条例第6条第1～2号）】

★下記のいずれか該当する個人又は団体のうち功績顕著なもの

- (1) 公益のために財産を多額の寄附を行った個人又は団体

※多額の金品とは、寄附金100万円以上、物品はおおむね100万円以上と評価されるものをいう。

- (2) 市民の模範と認められる行為を行った個人又は団体

※人命救助、災害防止、防犯活動

【表彰の制限】（糸島市表彰条例第12条）

次の各号のいずれかに該当する者は、表彰しないものとする。

※ご本人に同意をいただき、市役所にて確認いたします。

- (1) 禁錮（こ）以上の刑に処せられた者

※刑の言渡しの効力を失ったものを除く。

- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- (3) 分限又は懲戒によりその職を免じられた者

- (4) 市税、使用料等を滞納している者

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員

- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

※ 合併前を含む2回目以降の表彰の対象となる役職が、以前に表彰を受けた役職と同一の場合は、表彰しません。

2 推薦の方法

別紙「自治功労者、文化功労者、スポーツ功労者表彰推薦書」によりご推薦ください。

3 推薦書の提出期限

6月1日(月)までに提出をお願いします。※郵送の場合は、当日消印有効
※ただし、「④善行者」については、上記の提出期限にかかわらず、該当される方があれば随時推薦書の提出を受け付けます。

4 推薦書の提出先及び問い合わせ先

糸島市 経営戦略部 企画秘書課 秘書係（市役所4階 秘書室）

担当：小金丸、佐伯

電話：092（332）2111 FAX：092（323）2344

メール：kikakuhisho@city.itoshima.lg.jp

※推薦にあたって不明な点がありましたら、上記へご連絡ください。

5 その他

○被表彰者は、糸島市表彰条例第13条の規定に基づき、糸島市自治功労者等選考委員会にて選考します。決定後、推薦者及び推薦を受けた方に選考結果をお知らせします。